

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
中里建設株式会社	栃木県佐野市栃本町 1051	3-904309

注) 業者番号「3-」は県外建設業者の有資格者番号を表す。

### 2 指名停止措置期間

令和4年4月22日 ～ 令和4年5月21日 (1か月)

### 3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

### 4 事実概要

令和2年8月26日、中里建設(株)は、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において作業員が死亡する事故を発生させた。この件について、同社及び同社従業員は、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から、それぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 5 指名停止理由

中里建設(株)が、法令に違反する行為を行ったことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号アに該当する。

#### <指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき イ, ウ (略)	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

### 問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)